

## 各種健康診査実施並びに補助金支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、被保険者や被扶養配偶者等に対して疾病の早期発見、早期治療のため効果的かつ効率的な健診を実施することに努めるため、組合規約第64条第2項に基づき保健事業の一環として行う健診等（以下「組合健診」という）に関する事項について定める。

更に、増大する医療費の抑制対策として組合健診後に特定保健指導該当者（「メタボリックシンドローム該当者及び予備軍」）を対象に生活習慣の改善のための特定保健指導を実施する。

また、契約医療機関以外において組合健診を受け費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、健診受診率の向上や幅広い健診事業を実施することでより充実した保健事業に資することを目的とする。

### (組合健診)

第2条 組合健診は、次の各号とする。

- (1) 生活習慣病健診（婦人健診を含む）
- (2) 特定健診（「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく）
- (3) 人間ドック
- (4) 脳検査
- (5) 胸部CT検査

### (受診対象者)

第3条 組合健診の受診対象者は、受診日において資格を有している被保険者及び被扶養者であること。

- 2 特定健診は、年度内に40歳以上になる被保険者及び被扶養者であること。
- 3 人間ドックは、年度内に40歳以上になる被保険者及び被扶養配偶者（以下「配偶者」という）であること。
- 4 脳検査は、年度内に40歳に到達する被保険者及び配偶者と、45歳以上になる被保険者及び配偶者であること。ただし、前年度に受診のない者とする。（当面人数枠を設ける）
- 5 胸部CT検査は、年度内に40歳以上になる被保険者及び配偶者であること。

(受診期間)

第4条 組合健診の受診期間は4月1日から翌年3月末日までとする。

(検査項目)

第5条 生活習慣病健診の検査項目については(別表1-1)に定める。

2 特定健診の検査項目は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(厚生労働省令第157号)」第1条に定める検査項目とする。

(別表1-1)

3 人間ドックについては、特定健診項目を含むものとする。

4 脳検査の検査項目は頭部MRセット(MRI・MRAを含む)とする。

5 胸部CT検査の検査項目は胸部CTとする。

(受診回数)

第6条 組合健診は、年度内1回を限度として、生活習慣病健診・特定健診・人間ドックのいずれかを受診することができる。

2 脳検査は、2年に1回(隔年ごと)に前項に併せて受診することができる。

3 胸部CT検査は、同上第1項に併せて受診することができる。

(受診方法)

第7条 組合健診は次の各号により実施する。

(1) 組合並びに一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会(以下「東振協」という)の契約医療機関(以下「契約医療機関」という)にて実施。

(2) 契約医療機関の巡回健診車にて実施。

(3) 東振協が設置する健診会場にて実施。

(4) 健康保険組合連合会の集合契約医療機関にて実施。(ただし、特定健診に限る)

(申込方法)

第8条 事業主は、被保険者に組合健診を受診させる場合、毎年度事前に申込書として「事業所別健診総括書」(様式1)を提出しなければならない。

2 東振協が実施する婦人健診を受診する配偶者は、東振協の指定する「婦人生活習慣病健診申込書」を組合に提出する。

- 3 脳検査を受診する被保険者及び配偶者は、事前に「脳検査申込書」(様式2)を提出する。(当面人数枠を設ける)

(費用負担)

- 第9条 生活習慣病健診及び特定健診については、全額組合負担とする。ただし、受診日において、資格を喪失している者には負担しない。
- 2 特定健診項目に未受診項目がある場合は、負担をしない。
  - 3 人間ドック及び脳検査・胸部CT検査については、(別表1-2)に記載する額を上限として負担する。

(補助金の支給)

- 第10条 第7条各号に掲げる契約医療機関以外で組合健診を受診し費用を自己負担した場合は、その費用の一部または全額を補助金として支給する。
- 2 前項の補助金額については、(別表1-2)に定める額を限度としてその実費相当額を支給する。
  - 3 組合健診項目に未受診項目がある場合、補助金額の一部または全額を減額することがある。
  - 4 人間ドックについては、生活習慣病健診の検査項目(別表1-1)を満たしていない場合は補助金額を減額することがある。
  - 5 日本国内で組合健診を受けることが困難な場合で、組合に事前承認を受けた場合に限り、海外での健診費用として補助金を支給することがある。

(補助金の請求方法)

- 第11条 補助金の請求は、被保険者が組合健診補助金請求書(様式3)に、次の各号に掲げる書類を添付し組合に提出するものとする。ただし、被保険者の健診費用を事業主が負担した場合、事業主は被保険者の同意を得たうえで請求することができる。
- (1) 健診結果表(様式4)又は、組合の指定する電子媒体による結果
  - (2) 医療機関発行の領収書又は振込票等健診機関への支払が確認できるもの及び健診費用請求明細書(原本)
  - (3) 海外での健診費用の請求の場合は、外国語を日本語に訳したものを添付し、訳者氏名を記載する。

(請求期限)

第12条 補助金の請求は、原則として毎年度3月末日（当日消印有効）までとする。

(補助金の支払)

第13条 第11条の請求があったときは、組合は速やかに決定し支給するものとする。

(健診結果)

第14条 組合健診は、健康保険組合が契約医療機関等にその実施を委託するものであり、組合健診を受診する者の健診結果は組合で入手し、管理する。

なお、契約医療機関以外で組合健診を実施した者の健診結果は、補助金の請求（第11条）をもって入手し、管理する。

(特定保健指導)

第15条 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施した特定健診の結果、保健指導が必要とされる者に対し、生活習慣の改善や重症化予防のため厚生労働省令に定める特定保健指導の実施案内をする。

2 対象者の特定健診結果を階層化し、「積極的支援」及び「動機付け支援」の該当者とする。

3 特定保健指導の実施は、契約の外部委託機関等とする。

4 特定保健指導の費用については全額組合負担とする。ただし、特定保健指導中に資格を喪失した場合、喪失日以降に要した費用について組合は負担しない。

(受診者の責務)

第16条 受診者は、組合健診等を受診するにあたり組合並びに契約医療機関の指示に従わなければならない。

(制限)

第17条 組合健診を受診するにあたり不正の事実があったときは、健診費用の全額を不正利用者に負担させるものとする。

2 特定保健指導を利用するにあたり不正の事実があったときは、特定保健指導費用の全額を不正利用者に負担させるものとする。

(規程の変更)

第18条 この規程並びに(別表1-1・1-2)の変更は、組合会において決定する。

(その他)

第19条 この規程に定めのない事項及び実務的な事項については、理事長が実施要綱により定める。

附則

- (1) この規程は平成26年4月1日から施行する。
- (2) この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。  
(第2条・第3条・第5条・第6条・第8条・第9条改正)
- (3) この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。(第6条・第11条を改正し、第14条を追加。以下1条ずつ繰り下げる)
- (4) この改正規程は、令和2年10月1日から施行する。
- (5) この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。